

流山市文化会館における市民会館（ホール等）の使用許可申請日前の予約依頼について（ガイドライン）

流山市文化会館における市民会館（ホール等）の使用について、流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例第11条第1項及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第2項並びに第7条により、使用許可申請日前の施設予約の申し込みについて、次のとおり定める。

記

1 適用範囲

以下の事業のうち、規則第5条第2項に規定する使用許可申請日より前の会場確保が必要な場合を対象とする。

- (1) 流山市民団体（社会教育関係団体等）の事業及び流山市民を対象とする事業
- (2) 社会教育、地域福祉、生涯学習等の振興等、市の施策上必要と認める事業

2 適用回数、使用許可申請日前的目安

- (1) 1団体につき事業年度で1回の適用を原則とする。
- (2) 使用許可申請日前の予約依頼は、規則第5条第2項に規定する使用許可申請日の3か月前からを原則とする。
- (3) 千葉県や東葛飾地区の持ち回りで実施している研究大会等で使用する場合は、前2項の限りでない。

3 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 添付書類
 - ① 開催要項案
 - ② 使用目的がわかる書類（県等からの通知、前回の実績等）
 - ③ 団体活動がわかる書類（社会教育登録団体等によって、公民館等に提出している場合は不要とする。）

4 使用許可の取消し、日時・場所の変更等

公用又は公共用に供した事業が入った場合は、予約依頼の取下げや日時・場所の変更を行わなければならない。なお、取下げ及び変更に伴う費用については、申請者の負担とする。

5 施行期日

平成27年3月1日から適用する。

令和5年10月1日から適用する。

【適用条文】

◎流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例

○第11条第1項（使用の許可）

施設等を使用とする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

◎流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則

○第5条第2項（市民会館の使用許可申請）

前項の申請は、使用日の12月前から7日前までに行わなければならない。ただし、ホワイエについては、使用日の6月前から7日前までの間に、行わなければならない。

○第7条（使用許可の順位）

使用許可の順序は、申請の順序によりこれを行い、同時に申請のあったときは、協議又は抽選により決める。ただし、公用又は公共用のため教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

館長	次長	係長	係

令和 年 月 日

(宛先) 流山市教育委員会

(申請者) 団体名 _____
 氏 名 _____
 代表者 住 所 _____
 電話番号 _____

流山市文化会館の使用許可申請日前の施設予約について
 流山市文化会館を次のとおり使用したいので、使用許可申請日前に施設の予約をお願いします。

記

1 催物名 _____

2 使用許可申請日前に予約を要する理由

3 使用日時及び施設

	使用日時	使用施設
1	令和 年 月 日 () 時～ 時	ホール・舞台・ホワイエ
2	令和 年 月 日 () 時～ 時	ホール・舞台・ホワイエ

※控室として中央公民館の会議室等の利用を希望する場合は、以下の表にご記入ください。

	使用日時	使用施設
1	令和 年 月 日 () 時～ 時	講義室・会議室 (第1・第2・第3・第4・第5・第6)・和室・調理室
2	令和 年 月 日 () 時～ 時	講義室・会議室 (第1・第2・第3・第4・第5・第6)・和室・調理室

4 共催・後援等の有無、入場料の有無

共催・後援	無・共催 ()・後援 ()
入場料	無・有 (前売り 円 / 当日 円)

5 添付書類 (別紙のとおり)

- ① 開催要項
- ② 使用目的がわかる書類
- ③ 団体活動がわかる書類

6 同意事項 (※内容をご確認のうえ、✓を入れてください。)

- 予約依頼後に公用又は公共用に供した予定が入った場合は、予約依頼の取下げや日時・場所の変更することについて同意します。
- 予約を取下げ又は変更する場合には文書で提出し、これに伴う費用は、申請者が負担します。